

山口県警察本部告示第 三十五 号

道路交通法（昭和三十五年法律第一〇五号）第一〇三条の規定による行政処分について、公開による意見の聴取を行うので、同法第一〇四条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月二十二日

山口県警察本部長 秋 本 泰 志



一 意見の聴取の期日

令和八年七月三十日 午前九時三十分

二 意見の聴取の場所

山口市小郡下郷三五六〇番地二 山口県総合交通センター四階 意見の聴取室